

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：知事公室

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	県政番組「元気けん！ながさき」の制作・放送業務委託	24,000,000	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	県政に対する県民の理解と参加を促進するため、より多くの県民に見てもらえるような番組を目指して、放送内容や放送時間の企画コンペを実施した。その結果、決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
2	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	情報番組「ながさきみーちゅー！」の制作及び放送業務委託	21,000,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県政に対する県民の理解と参加を促進するため、より多くの県民に見てもらえるような番組を目指して、放送内容や放送時間の企画コンペを実施した。その結果、決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
3	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	情報番組「ながさきみーちゅー！」の放送業務委託	11,995,200	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	県内民放テレビ局4局のうち1局が県政番組の制作・放送、別の1局が情報番組の制作・放送をそれぞれ担うことを前提として、コンペを実施した。この結果、県政番組はKTN、情報番組はNBCがそれぞれ制作・放送することが決定した。このうち情報番組については、より多くの県民に視聴してもらうため、残る県内2局であるNCC及びNIBでも放送することとした。相手方が特定されるため、随意契約とするもの。	第167条の2 第1項 第2号
4	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	情報番組「ながさきみーちゅー！」の放送業務委託	11,995,200	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 長谷川 國夫	県内民放テレビ局4局のうち1局が県政番組の制作・放送、別の1局が情報番組の制作・放送をそれぞれ担うことを前提として、コンペを実施した。この結果、県政番組はKTN、情報番組はNBCがそれぞれ制作・放送することが決定した。このうち情報番組については、より多くの県民に視聴してもらうため、残る県内2局であるNCC及びNIBでも放送することとした。相手方が特定されるため、随意契約とするもの。	第167条の2 第1項 第2号
5	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	県政ラジオ番組「Saturday Chat Box」制作・放送業務委託	6,825,000	長崎市栄町5-5 株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長 川添 一巳	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放ラジオ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放ラジオ局2社それぞれで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	NBCラジオ「県庁タイムス」制作及び放送等委託	4,183,200	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内にある2社の民放ラジオ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 したがって、ラジオ局2社それぞれで放送することが適当であるため、随意契約を行った。	第167条の2 第11項 第2号
7	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	全世帯広報誌「県民だよりながさきライフ」デザイン等業務委託	8,166,900	長崎市茂里町3-1 株式会社 アド長崎新聞 代表取締役社長 里 重光	全世帯広報誌を、県民と県政をつなぐかけ橋として、さらにわかりやすく、読みやすいデザインにリニューアルするため、平成22年1月にプロポーザルを実施した。その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第11項 第2号
8	知事公室	広報広聴課	H22.4.6	グラフ誌デザイン等業務委託	6,993,000	長崎市中町2-2 有限会社 イーズワークス 代表取締役 糸屋 悦子	平成22年3月にグラフ誌デザインのプロポーザルコンペを実施。その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第11項 第2号
9	知事公室	広報広聴課	H22.4.15	県民だより「ながさきライフ」仕分け・配達業務(長崎市分)	5,497,065	長崎市畝刈町1613番地82 赤帽長崎県軽自動車運送協 同組合 長崎支部 支部長 松尾 應信	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第11項 第2号
10	知事公室	広報広聴課	H22.4.21	県民だより「ながさきライフ」仕分け・配達業務(佐世保市分)	3,073,992	佐世保市黒髪町6649 井手運送 代表者 井手 正信	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第11項 第2号
11	知事公室	広報広聴課	H22.4.15	県民だより「ながさきライフ」仕分け・配達業務(諫早市分)	2,007,600	諫早市新道町948 社団法人 諫早市シルバー 人材センター 理事長 勢野 雄一	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	平成22年度 県政テレビ番組等字幕及び手話挿入業務	4,167,000	長崎市橋口町10-22 長崎県聴覚障害者情報センター 所長 本村 順子	同協会が、県内の聴覚障害者を会員として組織され、その実情に精通していること、県域をエリアとする唯一の聴覚障害者団体であること、聴覚障害者の福祉の増進のため県が設置している団体として、テレビ番組への字幕・手話挿入や、字幕・手話ビデオの制作に常時携わり、専門的な知識と技術を有する県内唯一の団体であること、などの理由により、同協会に委託することが最適である。	第167条の2 第1項 第2号
13	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	平成22年度広報誌点字・音訳版製作業務	6,600,000	長崎市橋口町10-22 社団法人 長崎県視覚障害者協会 会長 野口 豊	当協会は、これまでも県広報誌などを点字に点訳し、印刷・発行している実績がある。加えて、それらの点字図書貸し出しを行っていることから県内の点字使用者の実態を正確に把握しており、点訳・印刷から発送までを一貫して行えるのは当協会だけであり、当協会に委託するのが最適である。	第167条の2 第1項 第2号
14	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県からのお知らせ)掲載業務単価契約	1回につき147,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせする目的から、購読シェアの高い新聞社2者(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札には適さない。	第167条の2 第1項 第2号
15	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県からのお知らせ)掲載業務単価契約	1回につき65,300	長崎市馬町24番 株式会社 西日本新聞広告社 長崎 代表取締役 安本 武俊	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせする目的から、購読シェアの高い新聞社2者(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札には適さない。	第167条の2 第1項 第2号
16	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 2,458	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
17	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,954	長崎市馬町24-2 株式会社 西広 長崎支社長 今津 政信	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
18	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,856	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎支社長 横尾 和広	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,856	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社長 系井 豊	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
20	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,739	長崎市築町1-7 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役 湯地 秀哉	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
21	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	長崎県広報連絡協議会業務委託	5,500,000	長崎市江戸町2-13 長崎県広報連絡協議会会長 会長 山本 信	当協議会は営利を目的としない公的団体であり、事務局長を広報広聴課長が兼務する。業務内容は広報広聴課との関わりが非常に深く、公共性が強く要求される。当業務を効率的に行うため、信頼できる当協議会との委任契約が最適である。	第167条の2 第1項 第2号
22	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	長崎県公式ウェブサイト用サーバ等ハウジング業務	1,751,400	長崎市出島町11-13 西日本電信電話(株)長崎支店 支店長 黒木 幸一	県公式ウェブサイト用サーバ(HP用サーバ)等を24時間体制で円滑に運用するためには、機器をハウジングする必要がある。西日本電信電話(株)長崎支店には、情報政策課が所管する電子県庁システム等のサーバ(県庁サーバー)が設置・管理されており、HP用サーバは県庁サーバーと一括管理するのが望ましい。同者の設備は、耐震性や電源供給能力、セキュリティ面に優れている。 もし、新たなハウジング場所に移設するとすれば、その移設期間中はホームページを長期間、完全に停止しなければならず、常時最新の情報を発信するというホームページの目的が阻害される。したがって、ハウジング業務については同者に委託するのが適当である。	第167条の2 第1項 第2号
23	知事公室	広報広聴課	H22.4.20	県外パブリシティサポート業務	19,479,123	東京都中央区銀座7-2-22 共同ビーアール株式会社 代表取締役社長 大橋 榮	観光、物産、歴史・文化の魅力や、県政の先進的な取り組みなどを県外に効果的かつ効率的に情報発信し、本県のイメージアップと認知度向上を図るために、主に首都圏の新聞社、雑誌社、放送局などのマスメディアを対象に情報を提供し、記事紙面やテレビ番組などに取り上げられるように働きかける活動(以下、「県外パブリシティ」という。)に積極的に取り組むこととしている。については、そのサポート業務をPR会社等に委託するために、公募型プロポーザルを実施した。 その結果、決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため随意契約とするものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	季刊誌「楽」へのタイ アップ記事掲載業務 委託	1,260,000	長崎市中町2-2 有限会社 イーズワークス 代表取締役 糸屋 悦子	当誌は、本物志向のおとな世代をターゲットに長 崎県の歴史、文化、人、食などの厳選した情報をビ ジュアルで紹介する季刊誌として年4回発行されて いるもので、県内主要書店をはじめ、県外は福岡・ 東京での販売実績もあり、県政情報の掲載に最適 な媒体と判断されるため、当誌を発行する同社と随 意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
25	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	「財界九州」タイアップ 記事広告掲載業務委 託	2,100,000	福岡市中央区天神2-4-15 株式会社財界九州社 代表取締役 山口 真一郎	当誌は、九州内を主として4万5千部を毎月発行し ており、読者層及び掲載情報が県が広報しようとす る「歴史・文化と観光」のテーマ・目的にふさわしい。 相手方の持ち込み企画を検討した結果、県が広報 を図りたいテーマについてタイムリーに発刊が行わ れるものであることから、広報効果が非常に高いと 判断し、同社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
26	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	県政テレビ番組「元気 けん！ながさき」の放 送テープの賃貸借	891,072	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	県政番組をケーブルテレビで再放送するため、放 送テープを賃貸借する契約内容であり、契約の相手 が番組制作元のテレビ局に限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
27	知事公室	広報広聴課	H22.4.1	情報スポット番組「な がさき みー ちゅー！」の放送テー プの賃貸借	1,067,472	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県政番組をケーブルテレビで再放送するため、放 送テープを賃貸借する契約内容であり、契約の相手 が番組制作元のテレビ局に限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
28	知事公室	国際課	H22.4.1	長崎県中国ビジター 誘致事業業務委託	4,060,000	社団法人 長崎県貿易協会 会長 松藤 悟	長崎県中国ビジター誘致事業は、中国人向けの 情報発信(中国語)、中国人会員からの問い合わせ 対応、長崎県訪問に係る連絡調整を行い、長崎県 への誘致拡大を行うものである。中国では、他国の 地方公共団体名義による直接の事務所設置が認め られていないため、(社)長崎県貿易協会が上海事務 所を設置し、県と密接な連携を図りながら本県と中 国との貿易振興をはじめとした友好交流の促進を 図っているところである。中国人との直接的な連絡 調整を要する当業務を効果的かつ円滑に実施でき る機関は、長崎県の実情を熟知した上海事務所を 有する(社)長崎県貿易協会をおいて他にない。ま た、当業務では情報発信のため、中国語によるホ ムページを作成するが、中国のドメイン取得・届出に ついては、中国にある事務所(上海事務所)での取 得・届出が必要となっている。さらに、(社)長崎県 貿易協会上海事務所においては、既に今回作成す るホームページとほぼ同じシステムを有するサイト が存在し、これらを活用することにより、一層のコス ト縮減を図ることができる。以上のことから、(社)長 崎県貿易協会を委託先とするものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	知事公室	広報広聴課	H22.5.14	メルマガ長崎県リ ニューアル等業務	2,999,850	長崎市樺島町9-3 株式会社 データウェブ 代表取締役 阿字野 仁	メルマガ長崎県リ ニューアルのプロポーザルコン ペを実施し、その結果決定した業者に業務委託する ものである。	第167条の2 第1項 第2号
30	知事公室	政策企画課	H22.7.27	長崎県総合計画策定 にかかる業務支援委 託	1,995,000	福岡市中央区天神1-4-2 有限責任監査法人トーマツ福 岡事務所 事務所長 小淵 輝夫	新たな総合計画策定において、県を取り巻く社会 経済情勢や県の取組の方向性を客観的指標により 分かりやすく明示化する手法や県民が手にとっても らえるようなレイアウト、手法等の提案など、実効性 の高い総合計画策定の業務支援を目的として、公 募型プロポーザルにより広く企画提案を募り、選定 された業者と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
31	知事公室	国際課	H22.7.30	中華人民共和国駐長 崎総領事館開設25周 年記念事業及び上海 国際博覧会交流促進 事業等に係る広報業 務委託	1,839,999	東京都中央区銀座7-2-22 共同ビーアール株式会社 代表取締役 大橋 榮	H22.8.16～8.20の知事訪中を契機として、長崎県と中国と の友好交流の歴史や、観光や物産の魅力、長崎県と中国 とをつなぐエピソードなどを、多くの中国の人々に知ってもら い、来年以降の誘客促進に繋げていくため、これらの情報 発信について、中国メディアへ働きかけ、より効果的な広報 業務を実施する必要がある。 委託先の検討に当たり、当該事業が北京市及び上海市 において実施されることから、効率的な広報業務の遂行を 図るため、両都市のメディア事情に精通していることを考慮 し、広報マスコミハンドブックやインターネットでPR会社を検 索し、北京市及び上海市に拠点を持つ下記のPR会社4者 を抽出した。 共同ビーアール(株) (株)電通パブリックリレーションズ エデルマン・ジャパン(株) ウェバー・シャンドウィック・ワールドワイド(株) 上記4者の中で、中国における本県の広報業務の実績 があるのは共同ビーアール(株)のみである。 同社の実績としては、一昨年に北京で開催した「日本長 崎フェア」や「列福式関連事業」を、昨年は北京及び上海で 開催された「長崎県魅力発信フォーラム」、「長崎～上海定 期航空路線開設30周年記念事業」において広報業務を受 託しており、これらの業務において実績がある。 「長崎県魅力発信フォーラム」の際の中国のマス メディアへの広報業務にあたっては、のべ268社の報道につ なげた実績がある。また、広報広聴課が、平成20年度、2 1年度、22年度と日本国内における広報業務について共 同ビーアール(株)に委託をしており、中国における広報業 務を連携させて広報を行うことができる。 このことから、本業務をより円滑・効果的に遂行でき るのは共同ビーアール(株) だけである。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：知事公室

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	知事公室	広報広聴課	H22.7.15	「なるほど！県政チャンネル」映像制作委託	3,150,000	長崎市上町1-35 株式会社プロダクションナップ 代表取締役 中部 省三	「なるほど！県政チャンネル」映像制作のプロポーザルコンペを実施し、その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
33	知事公室	広報広聴課	H22.8.9	「なるほど！県政チャンネル」放送業務	2,940,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県が事業推進するうえで課題となっている主要事業(諫早湾干拓事業、九州新幹線西九州ルート、石木ダム、県庁舎)について、多くの県民の方々の事業内容への理解を深めてもらうため、事業の本当のところをわかりやすく説明した番組を放送することとしたものである。この番組については、より多くの県民に視聴してもらうため、同一番組を県内民放4局でも放送するものであり、相手方が特定されるため、随意契約とするものである。	第167条の2 第1項 第2号
34	知事公室	広報広聴課	H22.8.9	「なるほど！県政チャンネル」放送業務	2,940,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 長谷川 國夫	同上	第167条の2 第1項 第2号
35	知事公室	広報広聴課	H22.8.9	「なるほど！県政チャンネル」放送業務	2,940,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	同上	第167条の2 第1項 第2号
36	知事公室	広報広聴課	H22.8.9	「なるほど！県政チャンネル」放送業務	2,058,000	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	同上	第167条の2 第1項 第2号
37	知事公室	国際課	H22.9.13	長崎県アジア・国際戦略検討基礎調査業務委託	2,480,000	長崎市元船町17-1 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田安大	本委託業務は「長崎県アジア・国際戦略」を進める上で必要な基礎調査であり、本県の現状に精通し、専門的かつ多角的な見地から提案を行うことができる者に委託する必要があるため、同様の業務実績のある者により公募型プロポーザルにより広く企画提案を募り、選定された業者と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	知事公室	広報広聴課	H22.9.24	「なるほど！県政チャンネル」タイアップ広告掲載業務	5,775,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	「なるほど！県政チャンネル」の広報の効果をより高めるため、テレビやWEBに接触しない新聞購読者に対し、県内で購読者が最多の長崎新聞とタイアップして「県政チャンネル」の広告を行うものであり、相手方が長崎新聞社に限定されるため。また、タイアップの持ち込み企画であることから、通常よりも著しく安価に実施することができるため。	第167条の2 第11項 第2号
39	知事公室	世界遺産登録推進室	H22.9.1	「ながさき教会紀行」の放送	3,599,925	長崎文化放送(株) <NCC> 代表取締役社長 前原 晃昭	<p>1. 業務の目的 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をテーマにした番組を放送することにより、番組を通じて世界遺産の取り組みに対する県民の理解を深めることを目的とする。</p> <p>2. 検討結果 県議会(本会議、特別委員会)より、県民の盛り上がりに対する懸念から、さらなる周知啓発への取り組みについて指摘があっている状況である。 民間企業とタイアップすることにより、限られた予算を最大限に活用し、効率的かつ効果的に世界遺産への取組についてPRすることが可能となる。 提案された企画は、 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をテーマにした番組であり、番組を通じて世界遺産の取り組みに対する県民の理解が深まる内容となっている。 民間企業協賛の番組を2次利用することで、 ・再放送により多くの県民が視聴可能となる。 ・経費面においても制作費が不要なため電波料だけで放送可能となる。 提案映像は長崎大司教区と調整済みであるとともに、企業色を極力なくす手直しを行い、番組が企業のPRとならないように配慮されている。 電気自動車は世界遺産登録を推進する五島地区に導入されており、電気自動車とITSを組み合わせたエビッツ構想と世界遺産登録推進の両方を県の取組としてPRできる内容である。 以上の観点から検討を行った結果、本業務は長崎文化放送との1者随意契約で契約することが適当であると判断した。</p>	第167条の2 第1 項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 知事公室

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	知事公室	世界遺産登録推進室	H22.10.1	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」テレビスポット(天気予報)の放送	3,599,998	長崎放送株式会社(NBC) 代表取締役社長 上田 良樹	1. 業務の目的 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を推進するため、県民への周知と意識の醸成を目的に、テレビスポット(天気予報)の放送を行うものである。 2. 検討結果 業者選定にあたっては世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」のテレビスポット(天気予報)放送にあたり、優れた事業実施能力を有する業者を選定する必要があるため、指名型プロポーザル(県内民放4局)により提案を求め、外部委員を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」テレビスポット(天気予報)放送候補者選定委員会を開催し候補者の選定を行った。なお、今回のプロポーザルでは、経済性についても評価した。 選定委員会の結果、最優秀の放送局と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
41	知事公室	広報広聴課	H22.12.10	「孫文・梅屋庄吉と長崎」タイアップ広告掲載業務	1,575,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	同社からのタイアップの持ち込み企画を採用したもので、孫文と梅屋庄吉の交流の歴史やアジア国際戦略等のPRとして優れた企画であり、かつ通常価格よりも非常に安価に実施することができるため。	第167条の2 第1項 第2号
42	知事公室	政策企画課	H23.1.17	長崎県総合計画デザイン業務委託	1,806,000	長崎市東古川町1-5 デザインスタジオ ヨンエフ 代表者 吉田 隆	新しい長崎県総合計画について、見やすさ、分かりやすさを向上させ、県民の皆様にとってもらえるような冊子を作るために、公募型企画コンペによりデザイン案を募集し、選定された業者と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：知事公室

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	知事公室	世界遺産登録推進室	H23.1.17	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」類似資産比較研究業務	4,578,000	株式会社文化財保存計画協会 代表取締役 矢野 和之	<p>本業務は、本県が関係5市2町と連携して推進している「長崎の教会群」の世界遺産登録を実現するために不可欠な極めて高度な(=「世界遺産一覧表登録推薦書」に記載する水準を満たす内容の)比較研究を行うものであり、業務の遂行にあたる業者は、文化財に関する深い知見や高い技術力を有すること</p> <p>世界遺産登録の動向やノウハウに精通し、専門家に幅広いネットワークを有すること</p> <p>これまでに、世界遺産登録に関する比較研究業務を実施した実績をもつこと</p> <p>の全てを満たしていることが求められる。更に、今回の業務は、現在鋭意を進めている世界遺産一覧表登録推薦書の作成業務と相互に関連させながら進める必要があるため、業者は、「長崎の教会群」の世界遺産登録業務の全容を熟知し、推薦書の作成と連動して比較研究を遂行しうる能力と実績を持つものに限定される。以上の観点から検討を行なった結果、「長崎の教会群」の顕著な普遍的価値を証明するための比較研究を行う本業務を遂行しうる業者は1者しか存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号
44	知事公室	世界遺産登録推進室	H23.2.21	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周知啓発用エコバックの購入	1,584,000	長崎市金屋町1-7 株式会社 KTNソサエティ 代表取締役社長 後藤 義雄	<p>当物品は、平成20年度に公募型プロポーザル(4者参加)により調達したエコバックを追加して購入するものである。そのため、当物品の購入はデザイン版權を所有している(株)KTNソサエティに特定され、同一の物品を他の業者から調達することはできない。</p> <p>また、新規にデザイン作成を委託し同様の物品を調達するよりも同社から調達する方が、他の業者に依頼するよりも安価でかつ短期間で調達できるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号